

卷末資料



ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例

平成 22 年 3 月 2 日

条例第 1 号

近年、農産物の残留農薬や食品の偽装表示、食料自給率の低下など、全国的に食に関する大きな問題が表面化している。そのような中、環境保全への機運が上昇し、安全で環境に優しい食・農業への国民の関心が高まりを見せ、有機野菜をはじめとする付加価値の高い農産物の生産による魅力ある産業として、農業は大きな転換期を迎えている。

これまで、臼杵市では、温暖な気候風土や地域特性を生かした多種多様な農業が展開され、市民への食料の供給に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、近年は農業従事者の高齢化、農業後継者不足、遊休農地の増加、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による所得の減少など、その環境は一段と厳しさを増している。

食は、人が生きていくために一生涯を通して切り離すことができないものであり、我々は農業を通し大地から農産物の恵みを受けて命を与えられている。明日の臼杵市を考えると、市内農業の発展を抜きにして考えることはできない。

“市民が必要とする安全な農産物が安定的に供給され、ひいては全市民が健康で生活していくことに喜びと誇りを持ち、自立し自信にあふれる生産者と、食と農業に関し高い認識を持つ消費者とが常に強い信頼関係で結ばれ、豊かで健康な人々が住む臼杵市が築かれていく。”

そのような臼杵市農業のあるべき姿（ほんまもんの里）を想い、目指していくためには、生産者、消費者、すべての市民が食と農業の大切さを認識し、各々の立場や役割を理解し、尊重し、協力し合い、臼杵市の農業を魅力ある産業に育てあげる必要がある。

ここにすべての市民がその責務と進むべき方向を確認し、食と農業に関する施策を明らかにすることで、有機の里づくりをはじめとする、安心安全で永続的に発展する臼杵市農業を確立するとともに、市民が健康で安心できる生活の礎を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、食と農業のあり方についての基本理念を定め、市、農業者、農業関係団体、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにすることにより、食料及び農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業に対する市民の理解を深めるとともに、安心・安全な食料の安定供給並びに持続的に発展する農業を確立することで、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 農業者 自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- (2) 農業関係団体 農業及び農村の振興、農産物の生産加工、流通、販売等に係わる諸団体をいう。
- (3) 事業者 食品の加工、製造、販売等を行う事業者をいう。
- (4) うすき・ほんまもんブランド 地域や生産方法等の特性を活かし、生産・加工された農産物の高付加価値等により、市の農産物を他産地に誇れる地域産品に位置付けるものをいう。

(基本理念)

- 第3条 安心で安全な農産物の安定的な生産・供給体制が構築されなければならない。
- 2 食と農業の重要性について市民の理解が深められなければならない。
 - 3 農地、農業用水その他農業資源及び担い手が確保され、自立し、かつ、持続発展する農業の確立が図られなければならない。
 - 4 自然環境と調和した有機農業の促進が図られなければならない。
 - 5 食の安全、農業の発展、環境負荷の低減等の観点から、地産地消の促進が図られなければならない。
 - 6 国土の保全、水源涵養、良好な景観形成及び都市部との交流等、農村が持つ多面的な機能が十分発揮できるようにしなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、食と農業に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、食と農業に関する施策を実施するにあたっては、農業者、農業関係団体、市民及び事業者並びに国及び県と適切な連携を図らなければならない。

(農業者の責務)

- 第5条 農業者は、自然環境との共生に積極的に取り組みながら安心安全な農産物の安定的な供給に努めるとともに、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。
- 2 農業者は、市に対し地域の食と農業に関する施策を提言し、市が実施する施策への協力に努めるものとする。
 - 3 農業者は、市民に対し地域の食と農業に関する情報提供を行い、市民との交流を深めることにより農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

(農業関係団体の責務)

- 第6条 農業関係団体は、農業を営む者及び農業経営に意欲のある者が効率的、安定的な農業経営ができるよう、生産、流通その他必要な施策を講じるよう努めるものとする。
- 2 農業関係団体は、市に対し地域の食と農業に関する施策を提言し、市が実施する農業振興施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、食と農業の果たす役割、重要性について理解と関心を深め、地場農産物の積極的な消費に努めるとともに、農業及び農村の体験、自然学習への参加等により農業者との交流を深め、市の農業振興に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、安心で安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の利用及びその事業活動において市の農業振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第9条 市は、食と農業に関する施策の実施にあたっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、当該施策相互の連携を図りながら推進するものとする。
- (1) 安全で良質な食料の安定的な生産・供給体制の構築を行うとともに、食料自給率の向上を図ること。

- (2) 農地、農業用水その他の農業資源の確保により農業生産基盤の整備を図ること。
- (3) 農産物の生産性・効率性の向上や販路拡大等により、魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- (4) 農業の担い手を育成・確保するとともに、新規参入者等への適切な情報提供、指導・支援等を行うこと。
- (5) 土づくりセンターを中心に良質な有機堆肥の供給体制を構築するとともに、有機農業の推進による「うすき・ほんまもんブランド」を確立し、自然環境と調和した循環型で持続可能な農業の確立を図ること。
- (6) 需要に即した新しい農産物の推進を図ること。
- (7) 地場農産物の消費拡大に向けた情報提供の促進を図ること。
- (8) 遊休農地の解消に努めるとともに、農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (9) 農村の有する環境保全機能や、美しい景観等の保存に努めること。
- (10) 農業関係者の国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (11) 食と農業への正しい理解を深める食育の推進を図ること。
- (12) 消費者と生産者の相互理解を深める地域内交流等、都市と農村の共生を促進すること。
- (13) 地場産業との連携強化により、地場農産物の消費拡大を図ること。
- (14) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (15) その他、市の食と農業の振興に必要な施策の推進を図ること。

(基本計画の策定)

- 第10条 市は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、食と農業に関する基本計画を定めるものとする。
- 2 市は、前項の基本計画に食と農業に関する施策の基本的事項を定め、必要に応じ見直しを行うものとする。
- 3 基本計画の策定、見直しにあたっては、農業者、農業関係団体、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(報告)

- 第11条 市は、市議会に食及び農業に関して講じた施策並びに基本計画の進捗に関するもののうち主なものについて報告をしなければならない。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。

ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画策定委員会設置要綱

制定 平成29年3月31日

改正 令和3年4月1日 臼野農第0401071号

(設置)

- 第1条 臼杵市は、ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

- 第2条 ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例（平成22年臼杵市条例第1号。以下「条例」という。）で定める目的を達成するため、計画の基本的な方針を策定することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる計画の試案を検討し、その結果を市長に提出するものとする。

- (1) 計画の骨子に関すること。
- (2) 基本施策に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会代表
 - (2) 認定農業者代表
 - (3) 農業委員会代表
 - (4) 大分県農業協同組合南部事業部の代表
 - (5) 臼杵市食生活改善推進協議会代表
 - (6) 事業者代表
 - (7) 消費者代表
 - (8) 臼杵地域及び野津地域農業生産部会の各代表
 - (9) 農業後継者組織「二葉会」代表
 - (10) ほんまもん農産物推進ネットワーク代表
 - (11) 臼杵市商工・観光・農林水産業担当食文化創造都市推進特命政策監
- 2 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。
- 3 委員会の運営を円滑に進めるため、作業部会を置く。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(オブザーバー)

- 第6条 委員会にはオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

- 第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、農林振興課において処理する。

(委任)

- 第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画 策定委員会名簿

【策定委員会役職】

委員会職名	氏 名	所 属
委 員 長	大 塚 州 章	臼杵市議会
副 委 員 長	小 橋 勇 二	臼杵市農業委員会

【策定委員会委員】

氏 名	所 属
内 藤 康 弘	臼杵市議会
渡 邊 賢 典	認定農業者協議会「魁の会」
吉田 伸一郎	大分県農業協同組合南部事業部
阿 部 多 恵	臼杵市食生活改善推進協議会
久 家 里 三	株式会社 久家本店 事業者代表
多々良 麻子	消費者代表
後 藤 聖 憲	大分県農業協同組合南部事業部野津町甘藷生産部会
日名子 伴介	大分県農業協同組合南部事業部臼杵市いちご生産部会
大 家 めぐみ	臼杵市農業後継者組織「二葉会」
藤 嶋 祐 美	ほんまもん農産物推進ネットワーク
佐 藤 一 彦	臼杵市商工・観光・農林水産業担当食文化創造都市推進特命政策監

【策定委員会オブザーバー】

氏 名	所 属
石 井 修 三	大分県中部振興局農山漁村振興部

みどりの食料システム戦略（概要）

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体制の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマダゴロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施設農産物の栽培可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の対象を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーカーキングへの参画

「Farm to Fork 戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

期待される効果

社会

国民の豊かな食生活

地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

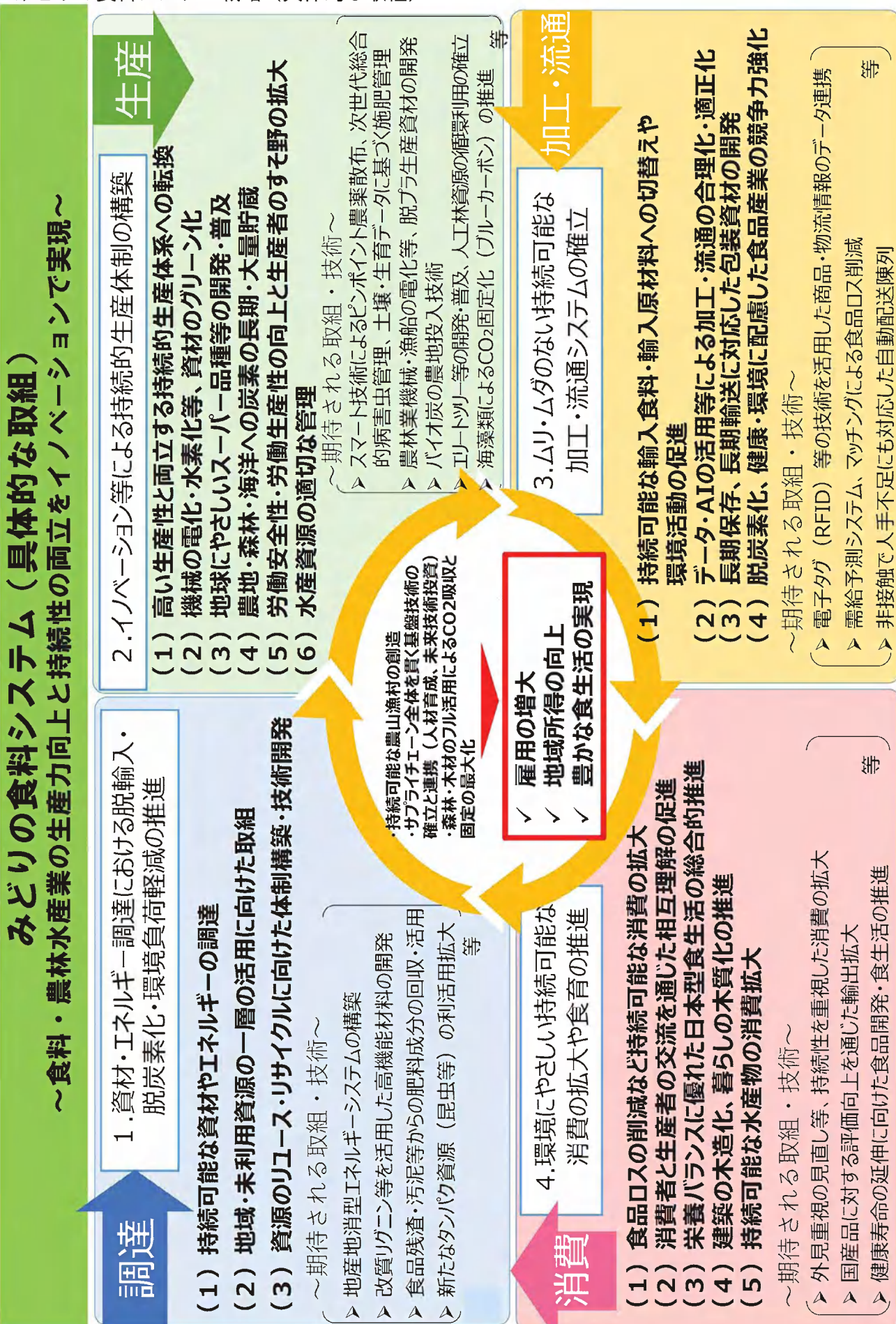
- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーカーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）



（農林水産省HP <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/> 2022年3月11日）

『おおいた農林水産業活力創出プラン2015（改訂版）』のアウトライン

基本目標 「挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」「安心して

農林水産業を巡る
10の潮流

- ① 少子高齢化・人口減少社会の本格化
- ② グローバル化の加速
- ③ 労働力不足の顕在化
- ④ 産地間競争の激化
- ⑤ 消費者ニーズの多様化
- ⑥ 先端技術の発展
- ⑦ モーダルシフトの進展
- ⑧ 多発化・大規模化する自然災害
- ⑨ SDGs（持続可能な開発目標）への対応
- ⑩ 国の農林水産業政策の転換等

Ⅰ 構造改革の更なる加速

① 水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換

- 担い手の営農形態等に応じた園芸品目の導入促進
- 排水対策や土壌改良など品目に適した農地整備の推進
- リース事業の拡充などによる初期投資の負担軽減
- 資材費等の助成など園芸品目への転換リスクの軽減
- 機械化一貫体系の導入等による大規模園芸産地の育成
- 大分青果センターやRORO船等を活用した販売力等の強化

② 全国トップレベルの肉用牛産地づくり

- 繁殖雌牛・肥育牛の増頭等による生産基盤の強化
- 枝肉重量・肉質等を高める繁殖・肥育技術指導の強化
- ヘルパー制度の拡充等による作業外部化の推進
- ゲノム育種価評価等を活用した高能力牛の造成
- SGS等の広域供給などによる飼料コストの低減
- サポーターショップの拡充等によるおおいた和牛の認知度向上

Ⅱ マーケットインの商品づくりの加速

① マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化

- 大分青果センターなど県域流通拠点の活用による効率的な流通体制の構築と拠点市場のシェア拡大
- SNS等を活用した県産農林水産物の魅（味）力発信

② 新たなマーケットの創造

- 食品企業等と連携した産地づくり（加工・業務用ニーズへの対応等）
- 乾しいたけのうま味や機能性等を生かした「うまみだけ」のブランド展開
- 潜在的ニーズに対応した新商品の創出（健康、美容、香料等）

③ 産地間競争に勝ち抜く生産力の強化

- ベリーツや甘太くんなど園芸戦略品目の生産拡大と高品質化
- ほ場の大区画化や先端技術の導入等による水田農業の生産性向上

④ 安全・安心な商品の供給体制の充実

- 有機農産物の県域での大ロット・安定出荷体制の確立
- JGAPの取得促進、家畜伝染病に対する防疫体制の強化

⑤ 新たな需要を獲得する戦略的な海外展開

- 日田梨や完全養殖クロマグロ（生鮮）などの輸出相手国・量の拡大
- 輸出に向けた商品開発やトライアル輸出などへの支援

Ⅲ 産地を牽引する

① 将来を担う稼ぐ経営体の

- 就農学校や林業アカデミー、
- 金融機関等と連携した幅広
- 集落営農組織の園芸品目導
- 女性の新規就農に向けた研修
- おおいた農業経営相談所に

② 農林水産業を支える多様

- 地域農業経営サポート機構等の推進
- 女性が就業しやすい労務管
- 農福連携の拡大に向けた福
- 在留資格「特定技能」など
- 移住就農希望者向けの農地

③ 経営体を支えるシステム

- 大規模集出荷や輸出に対応
- 画像解析による生育診断技術
- 温暖化に対応した栽培管理技
- 農業経営収入保険制度や災

暮らししていける魅力ある農山漁村づくり」をめざして

③ 循環型林業の確立による林業・木材産業の成長産業化

- ▶ 主伐・再造林の一貫施業を担う中核林業経営体の育成
- ▶ 施業集約化や路網整備、高性能機械による作業の効率化
- ▶ 苗木生産基盤の整備やスギコンテナ苗の増産体制の確立
- ▶ 高品質乾燥材などの加工・供給体制の整備
- ▶ 木材加工流通業者等が連携したサプライチェーンの構築

④ 水産業の資源管理の強化と成長産業化

- ▶ 資源管理の公的・自主規制の徹底と種苗放流の拡大
- ▶ 赤潮対策や飼料改良による養殖魚の安定生産・高品質化
- ▶ 県内宿泊施設や関東圏等での県産魚の利用・流通拡大
- ▶ フィレ加工など産地加工体制の機能強化と規模拡大

⑤ スマート農林水産業の実現

- ▶ モニタリングシステム等による収量・品質の高位平準化
- ▶ ドローン等による資材運搬や管理作業などの省力化
- ▶ 牛の繁殖管理システム等による収益性・生産性の向上

総合指標

「農林水産業による創出額」

農林水産業産出額

+

加工等による付加価値額

+

日本型直接支払制度交付金等

項 目	基 準 値	現 状 値	目 標 値
	H25	H29	R5
創 出 額	2,134 億円	2,214 億円	2,650 億円
産 出 額	1,848 億円	1,870 億円	2,259 億円
付加価値額	194 億円	235 億円	278 億円
交 付 金 等	92 億円	109 億円	113 億円

担い手の確保・育成

確保・育成

漁業学校など研修制度の拡充
 企業誘致活動の展開
 入や法人化等による経営発展
 体制の構築、女性農業経営士の育成
 による伴走型での経営改善支援

な人材の活躍

による高齢者などの雇用マッチング

理や就業環境づくり等の推進

社施設等との連携促進

による外国人材の受入体制の整備

確保や空き家情報等の発信

の強化

した鮮度保持・輸送技術の開発
 の開発や病害虫発生予察の精度向上
 術の開発・普及、赤潮予察の精度向上
 害補償制度等の活用促進

Ⅳ 元気で豊かな農山漁村づくり

① 豊かな地域資源を活用した価値の創出

- ▶ 観光業等との連携などによる農林水産業の魅力発信
- ▶ おおいた型放牧、飼料生産や林地化等による耕作放棄地の活用
- ▶ 森林環境譲与税の有効活用による経営放棄森林の適切な整備
- ▶ 全国育樹祭の大分開催、企業等と連携した県民総参加の森林づくり
- ▶ 干潟域での貝類養殖、無給餌で環境に優しい海藻類の増養殖の推進

② 地域で育む農山漁村づくり

- ▶ 地域農業経営サポート機構の拡充、直売所の活性化に向けた支援
- ▶ 水路・農道や棚田等の維持保全に向けた日本型直接支払制度の活用

③ 安全で効率的な生産環境の整備

- ▶ ほ場の再整備等による区画拡大、ICT活用による水管理等の省力化
- ▶ 農業水利施設や治山施設、漁港施設などの長寿命化と計画的な更新
- ▶ ため池の計画的な改修・廃止やハザードマップの整備
- ▶ 渓流沿いや急傾斜地等の広葉樹林化などによる災害に強い森林づくり

④ 鳥獣害対策の効果的な推進

- ▶ 予防・集落環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用対策の拡充による総合的な鳥獣害対策の展開

第2次臼杵市総合計画～後期基本計画～（抜粋）

IV-11-19 農林業の経営基盤強化と担い手育成

5年後のめざす姿

「地域の農地は地域で守る」という意識を高め、継続的に就農者の確保や農地集積を図り、集落単位の農業の強化を図ります。農業後継者グループの育成や農業・農産物に関する啓発活動など、地域の実情に応じた生産性の向上や安定的な農業収入の確保をめざします。

林業においては、健全で豊かな森への整備促進を図りながら効率的な施業につなげることで、森林所有者の所得向上と森林整備への意欲増進をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国・県は企業の農業参入や新規就農支援などで農業規模を拡大できるよう、遊休農地の発生防止のため、農地の集積及び水田の畑地化を推進しています。
- 森林整備の団地化の促進と、手入れの行き届いていない森林の整備を推進しています。林業の担い手育成については、資格取得や教育実習の研修を行っています。

【臼杵市の状況】

- 「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」に基づき、水稻、ピーマン・甘藷・ニラ・トマト・イチゴなどの野菜、カボスなどの果樹・花き、葉たばこ・茶などの工芸作物、畜産の生産性の向上・販売促進・収益性の向上に努めています。
- 農業者の高齢化や担い手の不足に伴う遊休農地の増大が懸念されています。
- イノシシやシカなどの被害による生産意欲の低下を軽減するため、防護柵の設置や捕獲などの対策を進めています。
- 林業においては、手入れの行き届かない荒廃した山林・竹林が増加し、生産の場としての山林が減少しています。
- 認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者を確保しながら、農地中間管理機構²²を通じた担い手への農地集積を加速化する必要があります。
- 有害鳥獣被害対策として捕獲により個体数を減少させるとともに、今後も引き続き防護柵の設置を行うことにより、農作物被害の軽減を図る必要があります。
- 各林業事業体の経営計画を継続させるとともに、一方で自ら山の手入れを行う山主や、山の仕事に関心を持つ市民を増やすため、研修や講習会などの啓発活動により、森林の整備促進を図る必要があります。

施策の主な課題

- ① 担い手不足の解消
- ② 遊休農地の発生防止及び解消
- ③ 有害鳥獣被害対策
- ④ 山林・竹林の再生
- ⑤ 農業・農産物の啓発



²² 農地の所有者から農地を一時的に借り受けて、規模拡大をめざす農業者に貸し出す組織。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 農業の担い手を育成する組織などの会合に出席します。
- 農業や農地の保全に対する意識を養います。
- 子どものころから農業体験により農業に親しみ、農業への理解を深めます。
- 地産地消を意識し、地元で生産されたものを買って食べます。
- 農業者は、後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 森林所有者は、森林整備に対する意識を養います。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 農地の集積や農作業受委託などの地域の共通認識を高め、地域の農地は地域で守ることに努めます。
- 集落ごとに有害鳥獣の追い払い対策を行います。
- 森林整備の施業コストの削減をするため、団地化の拡大を行います。

【公助:行政が支援すること】

- 新規就農者育成の推進
農林業技術取得のための研修等により、新規就農者の育成を図ります。
- 農業後継者グループ育成の推進
農業後継者グループの育成により農業振興を図ります。
- 遊休農地の発生防止及び解消の促進
中間管理機構を通じた担い手への農地集積により、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。
- 有害鳥獣対策の強化
防護柵の設置支援及び猟友会による追い払い対策の強化により、有害鳥獣被害の軽減に努めます。
- 山林・竹林再生の啓発
林業分野への就業希望者を対象に、林業の知識や技術を習得できる研修会に参加することにより、後継者育成を図ります。
優良竹林化への対策として、竹林整備に対する啓発を行います。
- 地産地消・食農教育の推進
消費者に対する農業・農産物についての学習会や啓発活動を行い、地産地消・食農教育を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	新規就農者数【累計】	34 人	84 人	農林業技術取得のための研修等卒業生の新規就農人数
2	中間管理機構を通じた利用権設定面積【累計】	140ha	240ha	認定農業者・認定新規就農者への新規の利用権設定(農地の賃貸借契約)面積
3	有害鳥獣被害を軽減させるための防護柵設置距離【累計】	380km	480km	防護柵の設置距離
4	竹林整備面積【累計】	16ha	26ha	竹林整備面積
5	食農教育の推進(学習会)及び植付・収穫体験実施回数	50 回 (2019(令和元)年度)	75 回	学校や個人を対象とした学習会の実施回数

施策の展開に関係する個別計画

- ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022(令和 4)年 3 月)
- 臼杵市森林整備計画(2017(平成 29)年 4 月～2022(令和 4)年 3 月)

IV-11-20 「有機の里うすき」の実現

5年後のめざす姿

「うすき夢堆肥」による「土づくり」に重点を置いた有機農業に取り組みやすい環境を整備し、生産者と消費者がともに「食」に関する重要性の理解を深めます。臼杵市長が認証する「ほんまもん農産物」²³(以下「ほんまもん農産物」)や「有機 JAS 認証による農産物」²⁴(以下「有機農産物」)を、気軽に手に入れることができる環境をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 「有機農業の推進に関する法律」により国及び地方公共団体は、有機農業に関する施策を実施する責務を有するとされており、現在は、「有機農産物安定供給体制の構築」「有機農業・環境保全型農業の拡大」を優先課題として取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 土づくりセンターを有機農業の核となる施設と位置づけ、「有機の里うすき」の確立に取り組んでいます。ほんまもん農産物生産者数は担い手育成の取組などにより増加傾向にあり、市民への「ほんまもん農産物」認知も進んでいます。
- 国や県も「有機農業」に関する施策の充実を図っていることから、「食」に関する住民ニーズも高まると想定されます。これらを見据えて、安定的な生産体制・栽培技術の向上・販路構築が必要です。

施策の主な課題

- ① 「ほんまもん農産物」の理解促進
- ② 学校給食の「ほんまもん農産物」使用率の向上
- ③ 有機農業の担い手育成・確保



²³ 完熟堆肥「うすき夢堆肥」で土づくりを行った圃場で、栽培期間中に化学肥料・化学合成農薬を使わずに栽培した農産物。臼杵市が生産工程記録を審査し臼杵市長が認証した農産物。

²⁴ 化学合成農薬や化学肥料に頼らず土壌の持つ力を活かして環境への負荷をできる限り少なくする農法に基づいて生産された農産物。国の認可した第三者機関が証明した農産物。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 地元の「ほんまもん農産物」や有機農産物を消費します。
- 生産者は化学肥料や化学合成農薬に依存せずに農作物をつくります。
- 「ほんまもん農産物」や有機農産物に関連したイベントに積極的に参加します。
- 有機農業に関する理解を深めます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 「ほんまもん農産物推進ネットワーク」組織の活動を活発にします。
- 生産者・消費者・加工業者・流通業者・販売業者の連携を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 「うすき夢堆肥」安定生産の推進
有機農業に取り組みやすい環境づくりとして、必要な良品質の「うすき夢堆肥」の安定生産のため管理体制の明確化に努めます。
- 有機農業の担い手育成・確保
有機農業の担い手育成・確保として、地域おこし協力隊制度²⁵・ファーマーズスクール制度²⁶への支援を行い、経営支援のため環境保全型農業直接支払交付金制度の啓発を行います。
- 新規販路開拓の推進
「ほんまもん農産物」や有機農産物の生産拡大を図るため、先進地の視察や巡回指導等により生産技術の向上を図り、安定的かつ継続的な販路の確立と商談等により新規販路の開拓を推進します。
- 「ほんまもん農産物」の理解・利用促進
 - ・各地で開催される有機農業のドキュメンタリー映画「100 年ごはん」上映会の支援及び「旬食フェスタ」などのイベント開催により「ほんまもん農産物」の利用促進と有機農業への理解促進を行います。
 - ・乳幼児健診での「ほんまもん農産物」の試食・PR、市民を対象としたオーナー農園及び児童生徒等を対象とした植付・収穫体験を行います。また、うすきCATV番組「ほんまもんごはん」の放送を行うことにより、地産地消への推進と利用促進を行います。
- 学校給食での「ほんまもん農産物」や有機農産物の利用促進
生産技術の向上や流通システムの構築により、学校給食での「ほんまもん農産物」や有機農産物の使用率向上を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	「ほんまもん農産物」と有機農産物栽培生産戸数	54 戸 (2019(令和元)年度)	80 戸	「ほんまもん農産物」及び有機農産物認証生産戸数
2	学校給食での「ほんまもん農産物」と有機農産物の使用割合	12.0% (2019(令和元)年度)	24.0%	学校給食の野菜使用総量に対する「ほんまもん農産物」及び有機農産物の使用割合
3	「ほんまもん農産物」と有機農産物の利用店舗数	20 店 (2019(令和元)年度)	50 店	「ほんまもん農産物」及び有機農産物取扱店舗数
4	「ほんまもん農産物」及び有機農産物栽培圃場面積	88.1ha (2019(令和元)年度)	100.0ha	「ほんまもん農産物」及び有機農産物栽培面積数

施策の展開に係る個別計画

- ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022(令和 4)年 3 月)

²⁵ 着任後一定期間その地域に住みながら、地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う制度。

²⁶ 先進農家を就農コーチとして認定し、新規就農希望者が就農コーチの下で実践研修等を受ける制度。

IV-11-22 うすきブランドの強化と6次産業化の推進

5年後のめざす姿

臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用した特産品を増やし、うすきブランドの強化を図ります。使う人・食べる人のことを考えた魅力ある特産品を臼杵ブランド「うすきの地もの²⁹」として認証する仕組みを拡大します。地場企業や市内飲食店などと連携・協力し、安心安全な臼杵の「食」の魅力を創出し、販路の拡大をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国や県では、6次産業化に関わるさまざまなセミナーや成功例を紹介するなど、6次産業化の推進に取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 6次産業化をめざす事業者や、既存の特産品をバージョンアップしようと考えている事業者と密に連絡を取り合い、補助金を活用するなどの支援を行い、6次産業化を進めています。
- 販路拡大のためのセミナーなどを開催しています。また、県が主催する6次産業化セミナーの案内を事業者には知らせるなどの情報発信を行っています。商品の販路拡大については、東京などの大市場ではなく、事業者の生産規模などを考慮しながら県内や九州内の市場をターゲットに組み立てています。
- 「うすきの地もの」として認証している特産品の販路拡大の支援を強化していく必要があります。

施策の主な課題

- ① 「うすきの地もの」の情報発信
- ② 「うすきの地もの」の販売店確保
- ③ 6次産業化の支援
- ④ ほんまもん農産物を活用した加工品、特産品の開発



²⁹ 臼杵産の資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 臼杵産の農林水産物を積極的に消費します。
- 地元の店舗を積極的に活用します。
- 安心安全な臼杵産の農産物・水産物について情報発信します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 農林水産資源を守ります。
- 事業者間で販路拡大について連携します。
- 農林業者・漁業者などの事業者間で連携強化を図ります。

【公助:行政が支援すること】

- 臼杵ブランド「うすきの地もの」の情報発信
「うすきの地もの」を中心に、ほんまもん農産物や臼杵ん地魚についてホームページや Facebook、市報などを利用し情報発信を行います。作成したパンフレットなどをさまざまな場所に設置し、観光客や市民の目に触れるようにします。
- 臼杵ブランド「うすきの地もの」販売店の拡大
「うすきの地もの」の販売ブースを市内のスーパーなどに設置してもらうよう働きかけを行うとともに、市外の百貨店、スーパーなどで「うすきの地もの」フェアの開催を行っていきます。
- 6次産業化の支援
臼杵市の農林水産物を活用した加工品の開発、販売促進に取り組めます。臼六オープンラボ³⁰を活用し、加工機器を持たない事業者や団体でも加工品の開発に取り組めるようにします。
- ほんまもん農産物を活用した加工品、特産品の開発
臼杵市独自の認証野菜「ほんまもん農産物」を利用した加工品、特産品の開発に取り組めます。「ほんまもん農産物」そのものの販売だけでなく、加工品にすることで、「ほんまもん農産物」を気軽に手にとれない方にも「ほんまもん農産物」の魅力を広げます。臼杵ブランド「うすきの地もの」認証をめざすことで、商品の PR、販路拡大に取り組めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	市外でのうすきブランドフェアの開催回数【累計】	4 回	15 回	
2	うすきの地もの販売店数【累計】	0 店	5 店	
3	うすきの地もの認証品数【累計】	68 品	100 品	
4	臼六オープンラボの年間利用回数	150 回	200 回	サーラ・デ・うすき業務報告書

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市有機農業推進計画(2017(平成 29)年 4 月～2025(令和 7)年 3 月)
- ほんまもんの里 みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022(令和 4)年 3 月)



³⁰ 地元の農林水産物を活用した新たな加工品の開発や商品化を行うための食品加工施設。

用語解説

数字・アルファベット	
G A P	「Good Agricultural Practice」の略称で農業における食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
I C T	「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳され、パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。
J G A P	「Japan Good Agricultural Practice」の略称で、環境保全及び農作業安全等に取り組む農場に与えられる日本発のG A P。
S D G s (持続可能な開発目標)	2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のこと。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されます。
W C S 用稲	W C S 用稲（発酵粗飼料：ホールクロップサイレージ）とは、稲の穂と茎をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料です。基本的な栽培技術は主食用水稻と同じですが、専用の機械を使用することにより、ほ場で直接ラッピング作業が出来るなど、収穫作業も効率的に行えるなどの特性があります。
ア行	
あらちゃ 荒茶工場	茶園で摘採（収穫）した茶葉を蒸気で加熱し、揉みながら乾燥させ、茶の一次加工品である「荒茶」を製造する工場。
臼杵市アグリ起業学校	臼杵市の基幹作物である夏秋ピーマンなどについて、就農に向けた生産技術の習得や営農開始に向けた経営管理などを1年間かけて学びます。市、生産者（生産組織）、農業協同組合、県などの関係機関が一体となり就農支援を行います。
臼杵市認定農業者協議会 さきがけ 「魁の会」	認定農業者間の交流や農業技術向上などを目的とする臼杵市の認定農業者で構成される任意団体。
臼杵市農業後継者「二葉会」 ふたば	会員相互間の交流や学習および交流活動による自己研鑽を目的とする臼杵市の農業青年で構成される任意団体。
「臼杵食文化映画祭」 プロジェクト	臼杵市が食文化創造都市として進むべき道しるべとなるドキュメンタリー映画を上映するプロジェクト。
うすきブランド認証制度	臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品を臼杵ブランド「うすきの地もの」として認証する制度。認証された商品を市内外に発信することにより、地産地消の促進と地域産業の活性化、「食」による観光の振興を目指します。
うすき夢堆肥	うすき夢堆肥は「うすきの田畑をよくしようという夢に向かう堆肥」という意味で命名されました。草木類を主原料に「草木類8割、豚ぶん2割」という比率で約6ヶ月発酵・熟成させた自然の土に近い堆肥です。
うまみだけ	「家族を幸せにする」をコンセプトに、うま味や機能性など特徴のある品種を選り分け、品種別に商品化することで、「美味しさ」を前面に打ち出した新たな乾しいたけブランド（R2年2月発表）。美味しさを表す「うまみ」＋キノコを表す「だけ」を組み合わせたネーミング。

おうか 黄化えそ病	黄化えそ病とは葉が黄化、枯死したり、茎に褐色のすじ条の病斑が現れるウイルスによる病気です。黄化えそ病の病原菌は、主にアザミウマ（スリップス）類によって媒介されます。
オーナー農園	小学校・幼稚園の収穫体験、一般市民が農業体験を行う農園。
力行	
加工用米	お酒、加工米飯、味噌、米菓等の用途に供給することを目的として生産される米穀で、主食用米の需給に影響を及ぼさない米として取り扱われています。
貸農園	区画面積 30㎡、年間料金 3,000 円で植付、栽培、収穫が行えます。
学校給食オーガニックプロジェクト	学校給食に有機栽培された農産物を提供するプロジェクト。
環境保全型農業	土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した農業。有機農業や I P M、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動も含まれます。
環境保全型農業 直接支払交付金	農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。
かんこう 慣行栽培	一般に行われている栽培方法で、病虫害の駆除・防除および除草のために農薬を使用し、生育促進および収量増加のために化学合成肥料を使用します。
かんた 甘太くん	高糖度かんしょの商品名（商標）。収穫直後に貯蔵して一定以上の甘さに達したことを検査し、J A全農おおいたを通じて販売されます。
グリーンツーリズム	グリーンツーリズムとは、主に農村や漁村地域において自然・文化・人々との交流を楽しむことを目的とした余暇活動。「日帰り型」と「宿泊・滞在型」があります。
工芸農作物	工芸作物は、農作物の分類で、比較的長期にわたる加工、製造工程を経て製品にいたる農作物をさします。また、これ等を総称して工芸農産物とも言います。主なものとして、綿・麻・茶・タバコ・アブラナなどがあげられます。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。農林業センサス（5 年毎の調査）において、農家等の耕作意思を調査。
こうずいばき 洪水吐	洪水の流入に対し、ダムと貯水池の安全を確保するために設けられた放流設備の総称。
高病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されているウイルス病。鳥類の感染症のうち、鶏に対して非常に高い病原性をもたらします。
米の恵み	餌に 10% 以上の米を配合して肥育後期（概ね 60 日以上）に給与し、オレイン酸などの簡易測定を実施した豚肉。県産豚肉の統一ブランド（H28 年 12 月発表）。
サ行	
集落営農組織	地域の「集落」を単位として、専業農家・兼業農家等を含めた集落の農家の協力のもと、農作業などの農業生産過程の全部又は一部について、共同で取り組む組織のことをいいます。
循環型社会	循環資源として利用し（未利用材をできるだけ資源や木質燃料として使うこと）、適正な処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限かぎり低減される社会のこと。

新規需要米	飼料用、稲発酵粗飼料用（WCS）、米粉用など新規需要となる用途の米穀の総称です。主食用米の需給に影響を及ぼさないものとして取り扱われています。
森林環境譲与税	森林環境譲与税は、森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。
すいげんかんよう 水源涵養	森林の土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をもっています。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。この働きのことを「水源涵養機能」と呼んでいます。臼杵市森林整備計画においても、市内森林の水源涵養機能の維持増進を図ることを目標としています。
生物多様性の保全	田園地域や里地里山は、身近な自然環境であり、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性の豊かな空間であることから、適切な農業生産活動や森林を通じてその保全を図っていくこと。
タ行	
多面的機能	水源のかん養、自然環境の保全、国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農山漁村で行われる生産活動により生ずる食料やその他の農林水産物の供給機能以外の機能。
多面的機能支払交付金	農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度です。農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上、3年未満です。
中山間地域	中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。山地の多い日本では、このような中山間地域が総土地面積の約7割を占めています。この中山間地域における農業は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めています。
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度です。
地理的表示(GI)保護制度	地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度のこと。
適地適品種	その土地の気候や土壌などの自然環境に適した品種。
とうしゅこう 頭首工	頭首工とは、農業用水を河川から取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設（水門、堰堤、土砂吐等）のことで、用水路の頭の部分にあたることからこのように呼ばれています。
特別栽培技術	農産物の生産において、地域の慣行レベルで行われている節減対象農薬の使用回数や、化学肥料の窒素成分量を50%以下で栽培する技術のことを言います。この技術で作付けされたお米を特別栽培米と言い、臼杵市では、「吉四六米」「たまごのお米」がブランド米として作付けされています。

特用林産物	食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。
ナ行	
なつほのか	稲の品種の1つ。「にこまる」と「西南115号」をかけあわせた種。早生系で高温体制に優れ、耐倒伏性が強いのが特徴。収量性も高く、大粒でほのかな甘い香りと程よい粘りがあり、食味も優れているのが特徴です。
認定農業者	市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）の市町村等の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
農業振興地域整備計画	都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農業水利施設	農業用水の安定供給や農地の湛水被害防止などを目的とした用水路、排水路、ダム、ため池、頭首工などの施設。
農場HACCP	家畜の所有者自らが有害物質等の危害や生産物の温度管理等の重要管理点を設定し、継続的に記録・管理を行うことにより、生産農場段階で危害要因をコントロールする手法。HACCPは「Hazard Analysis Critical Control Point」の略称。
農地中間管理機構	農用地等を貸したいという農家（出し手）から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織です。
ハ行	
パイプライン	ダムから各圃場へ供給される配水管のことを言います。
畑地かんがい	畑へ人為的に水を供給すること。供給方法には、地表かんがい、散水かんがいなどがある。
ヒノヒカリ	稲の品種の1つ。「コシヒカリ」と「黄金晴」をかけあわせた品種。小粒でありながら比較的粒が長く、柔らかで厚みがあり、冷めてもおいしい白米です。近年気温変動の影響から、夏季高温による作柄低下が見られています。
ファーマーズスクール	新規就農者を確保・育成するため、地域の優良経営体の下で生産技術などを習得できる研修制度。座学や実習のほか、ほ場の一部で模擬営農も実践可能。
複合品目	経営の安定化などを目的に、経営の主となる品目と組合わせて栽培する他品目のこと。
豚熱	豚コレラウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病のことで、農林水産省は名称を「豚コレラ」から「CSF（Classical swine fever）」に変更（R元年11月）、さらに家畜伝染病予防法の改正（R2年2月）により「豚熱」に改めた。強い伝染力と高い致死率が特徴。
物質循環機能	生物体を構成する物質が、無機的環境から取り入れられ、食物連鎖や腐食連鎖を通じて生態系内を循環して再び環境に戻されること。主要なものとして水の循環、炭素循環、窒素循環、リン循環などがあります。
ベリーツ	8年の歳月をかけ育成した県オリジナルのいちご品種（平成29年12月ブランド発表）。正式名称は「大分6号」。“スイーツみたいなストロベリー”から「ベリーツ」を商標名としました。いちごらしい鮮やかな色づきやシーズンを通じた糖度の高さ、大きな果実などが特徴。
防災重点農業用ため池	ため池が決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設が存在し人的被害を与える恐れのある「ため池」を言います。

ほんまもん農産物 ほんまもん農産物認証制度	化学肥料と化学合成農薬の使用を避け栽培された農産物生産圃場を、有機JAS登録認証機関にご協力をしていただき審査を行い、臼杵市長が認証を行います。 「ほんまもん農産物」は、臼杵市の独自認証制度であることにより、金色の「ほ」のシールを貼って販売されます。
マ行	
ミカンバエ	ハエ目ミバエ科に属するハエの一種。温州ミカン、ポンカン等の果皮の薄い果実内部に散乱し、幼虫が果肉を食害する在来害虫。
みどりの食料システム戦略	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針。
ヤ行	
有機JAS	農林水産物の規格化等に関する法律（JAS法）に基づき、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷を低減した持続可能な生産方式により経営していることを第三者認証機関が検査し認定する制度。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷を極力低減した方法を用いて行われる農業。
有機の里づくり	「土づくりセンター」で製造する「うすき夢堆肥」等の堆肥を基とした有機農業の推進、水源涵養機能を高めるための持続可能な森づくりの推進、臼杵の地魚「海のほんまもん」漁業の推進を軸に、そこに循環する「水資源」を豊にするため、そして地域内で連携した循環型社会の構築を目指し「有機の里づくり」を進めています。
有機抹茶 てんちゃ 有機碾茶	碾茶とは、被覆した茶葉から摘採（収穫）した茶葉を蒸し、碾茶炉で乾燥して製造したものであり、これを専用の石臼で挽くと抹茶になる。有機抹茶・有機碾茶は、有機農業により生産、摘採（収穫）した茶葉を原料とした、抹茶・碾茶のこと。
遊休農地	農地法で定められた法令用語で、「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」の両方を指します。
ユネスコ創造都市ネットワーク	ユネスコの事業として2004年に創設。創造性（creativity）を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すものです。各都市は同ネットワークを活用し、知識・経験の交流、人材育成、プログラム協力などを行います。
ラ行	
利水ダム	川の水をダムに貯めて、その水を生活用水（水道水）、工業用水、農業用水などに利用したり、その水を高いところから落とすことにより、水車（タービン）をまわしたり発電したりする役割を持つダムを利水ダムと言います。
ワ行	
わ せ りょうしよく み ひんしゅ 早生・良食味品種	稲が早く成長する特性を早生（わせ）と呼びます。ここで言う良食味とは、炊飯米での食味、おいしさを指しており、それらの特性を備え持つ品種のことを早生・良食味品種と言います。

第2次
ほんまもんの里みんなでつくる
臼杵市食と農業基本計画

発 行 令和4年4月

発行者 臼杵市農林振興課

〒875-0292

大分県臼杵市野津町大字野津市326番地の1

TEL:0974-32-2220

印 刷 いづみ印刷株式会社